

令和5年度愛媛県DPAT運営委員会次第

〔 日時：令和6年1月31日（水）18：30～20：00
場所：愛媛県庁第1別館3階 第3会議室 〕

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和6年能登半島地震における対応について
- (2) 大規模地震時医療活動訓練（DPAT訓練）の報告について
- (3) 各精神科病院等に対するDPATチームの協力依頼について
- (4) 意見交換

3 閉 会

令和5年度愛媛県DPAT運営委員会 出席者名簿

委員

機関・団体名	職名	氏名	備考
愛媛大学大学院医学系研究科	精神神経科学教授	上野 修一	
日本精神科病院協会愛媛県支部	支部長	黒田 典生	
愛媛県精神神経科診療所協会	会長	武田 良平	オンライン出席
日本精神科看護協会愛媛県支部	支部長	曾根 康義	
愛媛県精神保健福祉士会	顧問	丸田 一郎	オンライン出席
愛媛県臨床心理士会	被害者支援委員会委員	徳田 美保 (代理出席)	オンライン出席
愛媛県医師会	常任理事	井関 貞文	オンライン出席
愛媛県薬剤師会	専務理事	縄田 幸裕	
愛媛県看護協会	専務理事	田窪 小夜	
一般財団法人創精会松山記念病院	代表理事	木村 尚人	
愛媛県保健所長会	代表	廣瀬 浩美	
心と体の健康センター	医幹 (DPAT 統括者)	森 蓉子	オンライン出席

報告者

所属	役職名	氏名	備考
一般財団法人創精会松山記念病院	精神保健福祉士	岩崎 地典	

事務局

所属	役職名	氏名	備考
愛媛県保健福祉部	医療政策監兼 健康衛生局長	河野 英明	
愛媛県健康増進課	課長	丹 純一	
愛媛県健康増進課	主幹	中原 幸広	
愛媛県健康増進課	係長	松島 正	
愛媛県健康増進課	主事	三木 和則	
愛媛県健康増進課	技師	中山 風子	

愛媛県D P A T運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 県内外において自然災害が発生し、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合において、迅速に精神医療活動を支援するとともに、被災地域の一般住民や支援者を対象に心のケアを行う専門的な緊急支援チーム（以下「愛媛県D P A T」という。）の派遣調整等を行うために必要な事項について検討協議し、円滑な運用を図るため、愛媛県D P A T運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 愛媛県D P A T構成員の登録基準の作成及び登録審査に関すること。
- (2) 愛媛県D P A T構成員に対する研修・企画に関すること。
- (3) 愛媛県D P A T活動要領の作成及び改訂、緊急時の拠点及び役割に関すること。
- (4) 愛媛県D P A T活動の評価に関すること。
- (5) 愛媛県D P A T活動に関する情報交換に関すること。
- (6) 他の災害派遣活動との連携、調整に関すること。
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者、精神保健医療福祉関係の機関・団体を代表する者、一般医療・薬事・看護関係の団体を代表する者、災害拠点精神科病院を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 運営委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会には、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

2 WGは、委員会に付議する議案の審議・調整を行うほか、会長の指示する事項を処理する。

3 WGは、次に掲げる機関の職員等で組織する。

- (1) 保健所
- (2) 心と体の健康センター
- (3) 保健福祉部健康衛生局健康増進課
- (4) その他の機関

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、保健福祉部健康衛生局健康増進課に置き、運営委員会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。